

志賀町「道の駅とぎ海街道（仮称）」管理運営等計画策定業務
公募型プロポーザルに係る質問回答書

令和 8 年 9 月 9 日

プロポーザル参加希望者 各位

志賀町長 稲岡 健太郎

質問のありましたことについて、次のとおり回答いたします。

番号	項 目	質問内容	回 答
1	募集参加資格 公告 2-(8) 実施要領 3-(7)	参加資格の項目において、 公告 2-(8) と実施要領 3 -(7) では、条件に若干の 差異が見られますが、どちら が正しいでしょうか。	実施要領 3-(7) の記載を正しいものとし、参加資格については、「過去に地方自治体や民間企業が発注した同種・類似の業務の受注実績を 1 件以上有すること」とします。 また、「過去 3 年以内」の期間要件を設けないこととした理由は、本業務が道の駅の管理運営等に関する計画策定という専門性の高い業務であり、実績の時期のみをもって参加資格を限定するのではなく、これまでに蓄積された幅広い経験や専門的な知見を有する事業者の参加機会を確保し、より多様で優れた提案を求めることが適当であると判断したためです。 なお、公告 2-(8) については、実施要領の内容に合わせて修正します。

2	募集参加資格	今回の公募型プロポーザルについて、設計共同体(JV)による参加は可能でしょうか。可能ということであれば参加表明に係る提出書類や企画提案書等の記載について、留意事項等についてご教示いただきますようお願い致します。	本プロポーザルについては、設計共同体（JV）による参加は不可とします。 本業務は、「道の駅」の管理運営に最適な体制や収支等に関する計画の策定を行うものであり、業務全体を一貫して遂行できる単独の事業者からの提案を求めることとしております。 また、実施要領及び各種様式についても、単独の事業者による参加を前提として参加資格及び提出書類等を定めており、設計共同体（JV）による参加に係る資格要件や構成員の責任分担等については定めておりません。 なお、業務の一部を第三者に再委託することについては、実施要領「12 その他留意事項（5）」の規定に基づき、あらかじめ町の承諾を得た場合は可能です。ただし、業務委託の全部又は主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。
---	--------	--	---